

区職員の給与などの状況についてお知らせします

区民の皆さんに区政への一層のご理解をいただくため、「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与・採用などの概要をお知らせします。詳細は、区ホームページに掲載の「杉並区職員白書令和5年度（2023）」(右2次元コード)をご覧ください。



——問い合わせは、人事課給与福利係、職員数などの状況については、人事課人事係へ。

● 給与などの決定の仕組み

東京23区共同で設置している特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与実態などを調査して行う勧告を踏まえ、区議会の審議を経て、条例で定めています。5年度の職員の給与などについては、次のとおりです（いずれも4月1日現在）。

■ 給与の種類とその内容

※数値には暫定再任用職員（定年退職者などの再採用）のうち、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む。（ ）内は、暫定再任用短時間勤務職員で外数。*は4年度決算額。

毎月決まって支給されるもの	給料	給料表に定める額（一般行政職、技能労務職など職務の内容によって給料表は異なります）	
	地域手当	民間における賃金や物価が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当	
	扶養手当	支給率	(給料+扶養手当+管理職手当)の20%
		1人当たり平均支給年額*	73万1000円 (43万9000円)
住居手当	世帯主など	借家借間	27歳以下 2万7000円 28～32歳 1万7600円 33歳以上 8300円
		通勤手当	交通機関利用者（電車・バスなど） 原則6カ月定期券額（1カ月当たり限度額5万5000円） 交通用具使用者（自転車など） 通勤距離に応じて支給
		その他	管理職手当・初任給調整手当など

勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険・不快・不健康・困難・その他特殊な勤務に従事したときに支給される手当	
		支給実績*	3140万3000円 (205万1000円)
		職員全体に占める手当支給職員の割合*	7.7% (7.6%)
		支給職員1人当たり平均支給年額*	12万1000円 (11万9000円)
超過勤務手当	区分	3年度	4年度
	支給総額*	13億7273万円 (1205万4000円)	12億6262万円 (1698万4000円)
	1人当たり平均支給年額*	43万1000円 (5万7000円)	39万7000円 (7万5000円)

臨時に支給されるもの	期末手当	ボーナスに相当する手当						
		区分	杉並区	都	国			
		6月期	1.20月分 (0.675月分)	1.075月分 (0.525月分)	1.20月分 (0.675月分)	1.075月分 (0.525月分)	1.20月分 (0.675月分)	1.00月分 (0.455月分)
		12月期	1.20月分 (0.675月分)	1.075月分 (0.525月分)	1.20月分 (0.675月分)	1.075月分 (0.525月分)	1.20月分 (0.675月分)	1.00月分 (0.455月分)
	合計	4.55月分 (2.40月分)		4.55月分 (2.40月分)		4.40月分 (2.26月分)		
	職務段階に応じた加算	有		有		有		

退職手当	区分	杉並区		都		国	
		自己都合	定年・勲奨	全退職事由共通		自己都合	定年・勲奨
	勤続20年	18.00月分	24.55月分	23.00月分		19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	30.50月分		28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	43.00月分		39.7575月分	47.709月分	
最高限度	39.75月分	47.70月分	43.00月分		47.709月分	47.709月分	
加算措置	早期退職者割増制度 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額*	185万7000円	1988万6000円	-		-		

■ 平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	杉並区	29万6686円	42万8812円
都	31万6277円	45万1385円	42.4歳
国	32万2487円	40万4015円	42.4歳
区分	技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	杉並区	30万3958円	41万3501円
都	28万7646円	38万8055円	50.5歳
国	28万6942円	32万9178円	51.2歳

※平均給与月額とは、給料に諸手当（期末・勤続手当を除く）を加えたものの平均月額。国の平均給与月額には、期末手当・勤続手当・通勤手当・超過勤務手当・特殊勤務手当を含んでいない。

■ 初任給の状況

区分	一般行政職	
	I類(大学卒)	Ⅲ類(高校卒)
	杉並区	18万8200円
都	18万7900円	15万2200円
国	18万9700円 (総合職)	15万4600円 (一般職)

■ 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

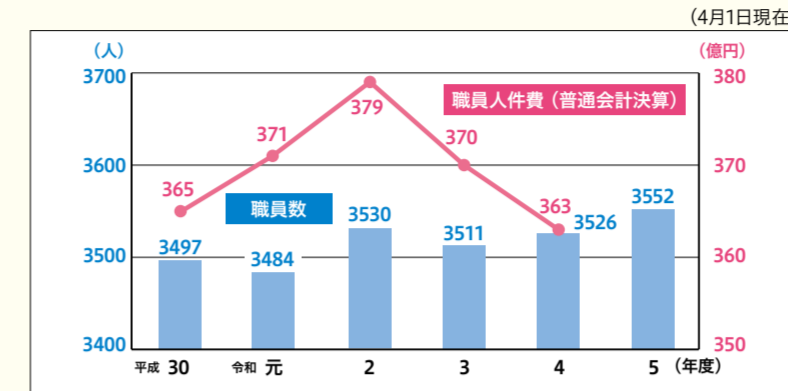
経験年数	10年	20年	25年	30年
一般 大学卒	28万7056円	39万1092円	39万2614円	38万5664円
行政職 高校卒	23万9230円	33万3700円	35万2257円	37万8479円
技能労務職	-	-	31万2707円	31万4367円

※技能労務職の経験年数10・20年目は該当者なし。

● 人件費について

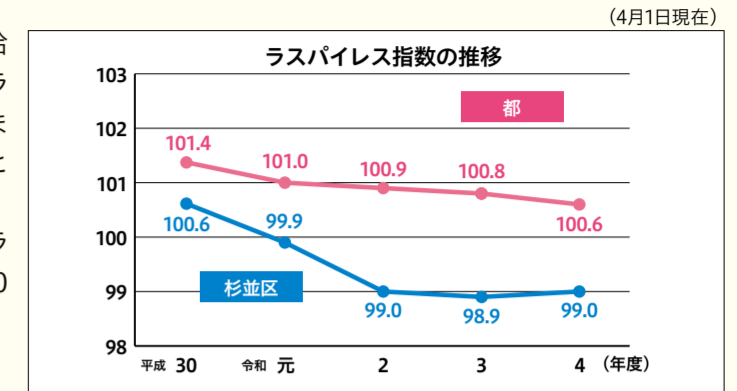
区の5年度職員数は、4年度より増の3552名で、4年度の職員人件費については職員の平均年齢の低下や超過勤務手当の減などにより、3年度より減の363億円となりました。

■ 人件費・職員数の推移



■ 給与水準の比較

地方公共団体の給与水準の指標として、ラスパイレース指数があります。これは、国を100として比較したものです。4年度の杉並区のラスパイレース指数は99.0でした。



■ 職員給与費の状況

職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤続手当	合計 (B)	
3346人 (211人)	119億472万8000円 (4億9649万2000円)	48億1710万円 (1億4850万2000円)	56億5135万7000円 (1億2496万1000円)	223億7318万5000円 (7億6995万5000円)	668万7000円 (340万7000円)

※職員数 (A) は、月平均の給料支給人数。職員数は再任用フルタイム勤務職員を含む。（ ）内は再任用短時間勤務職員で外数。

■ 人件費の比率

人件費の歳出額全体に占める割合を人件費比率といいます。人件費比率が高いと財政の健全性が失われ、事業費を圧迫することになります。区では、人件費比率の抑制を図るため、給与水準や職員定数の適正化に努めてきました。4年度の普通会計決算では、16.4%となっており前年度より0.7ポイントの増となりました。

■ 人件費の状況

住民基本台帳人口 (4月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支 (黒字額)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	(参考)3年度人件費比率
57万2468人	2217億1044万2000円	101億9326万5000円	362億5197万7000円	16.4%	15.7%

※普通会計とは、統計上の会計。人件費には、一般職員のほか、区長・議員・会計年度任用職員などに支給される給料・報酬などを含む。

● 特別職の区長・議員の給料・報酬などについて

区長・議員などの特別職については、学識経験者などで構成される杉並区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区議会の審議を経て、条例で定めています。



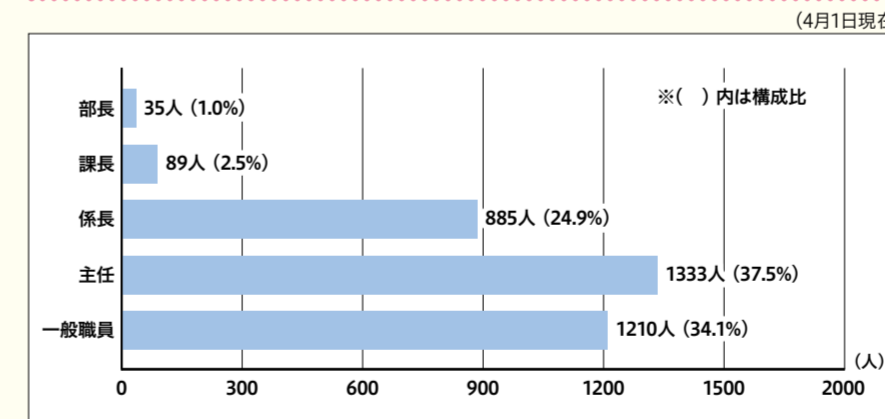
■ 特別職の給料・報酬などの状況

区分	給料・報酬月額	地域手当月額	期末手当年額	1期の退職手当額
区長	111万3000円	16万1385円	728万4273円	2003万4000円 (4年)
副区長	89万1900円	12万9325円	583万7233円	1091万6856円 (4年)
教育長	76万4400円	11万 838円	500万2781円	536万6088円 (3年)
代表監査	68万7500円	9万9687円	449万9492円	594万円 (4年)
議長	85万6000円	-	469万1736円	-
副議長	77万4600円	-	424万5582円	-
議員	59万5700円	-	326万5030円	-

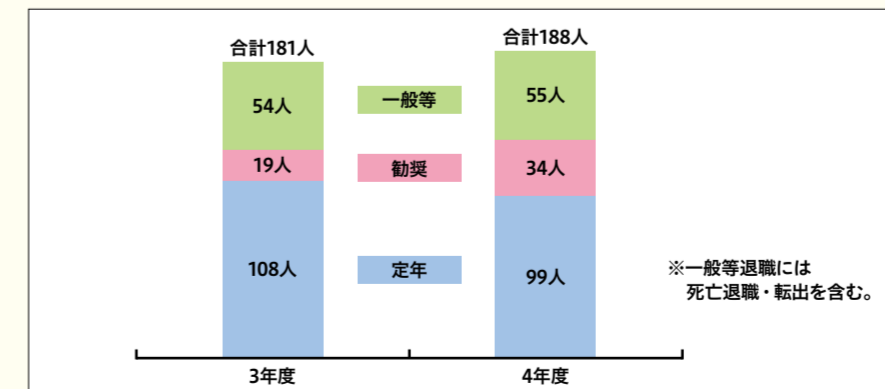
※期末手当支給月数4.03月（議長・副議長・議員は3.78月）。退職手当は勤続期間1年につき給料×支給率（区長450/100、副区長306/100、教育長234/100、代表監査216/100）。区長の退職手当は特別条例（4年10月19日施行）により、**現区長（再選した場合も含む）は上記退職手当額から25/100を減額。**

● 職員数などの状況

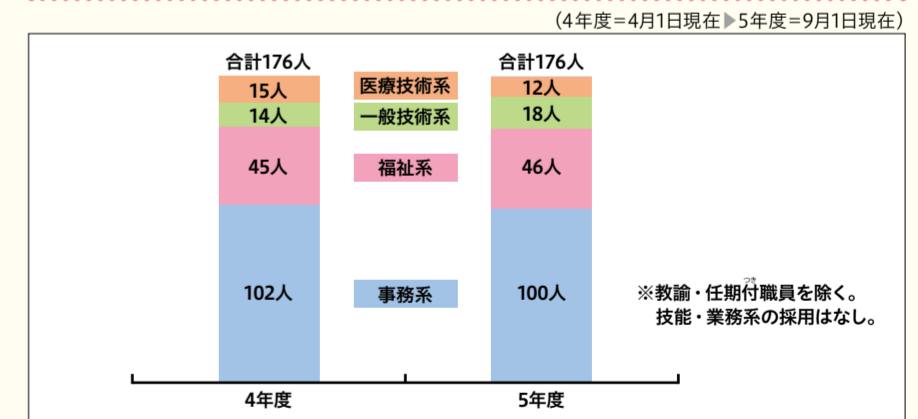
■ 職層別職員数の状況



■ 退職者数の推移



■ 新規採用職員数の推移



■ 懲戒処分

地方公務員法は、懲戒処分として免職・停職・減給・戒告の4種類を定めています。区は、「職員の懲戒処分等の公表基準」を定めて、職員の懲戒処分などを行った場合に公表しています。

処分内容	3年度	4年度
免職	0件	1件
停職1カ月以上6カ月以下	0件	0件
停職1カ月未満	0件	1件
減給	1件	0件
戒告	1件	3件
合計	2件	5件

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。